

# 明るく住みよい町

言等の建設的な論議を展開するものとする。  
2 町長等は、議長又は委員長の許可を得て、論点整理のための反問をすることができるものとする。

## （政策等の審議と評価）

第12条 議会は、町長等が提案する政策等について、内容をより明確にするため、必要に応じて、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景
- (2) 提案までの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、提案された政策等の審議に当たっては、政策等の適否を判断するため、論点及び争点を明確にするものとする。執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、町長が執行した施策及び事業の評価を行うとともに、町長に対し、その評価を翌年度以降の予算に反映させるよう求めるものとする。

## （危機管理）

第13条 大規模な災害等が発生したとき又は発生のおそれがある場合は、町民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、町が災害の対応に専念し、応急活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、必要な協力及び支援を行うよう努めなければならない。

## ○第6章 議会活性化の推進

### （議会活性化）

第14条 議会は、議会活性化に積極的かつ持続的に取り組まなければならない。

2 議会は、町政の課題等について共通認識を深めるとともに、議会運営の改善や議員個々の質疑及び質問力の向上に努めなければならない。

### （議員研修）

第15条 議会は、議員としての視野を広げるとともに、資質の向上を目指し、議員研修の充実強化を図るものとする。

とする。

2 議会は、他の自治体議員との合同研修や情報交換により、交流と連携を推進するものとする。

## ○第7章 理念の共有と見直し手続き

### （理念の共有）

第16条 議会は、この条例の理念を全議員で共有するため、議員の任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を実施しなければならない。

### （見直し手続）

第17条 議会は、議会の運営がこの条例の趣旨に即しているかを不断に検証するとともに、町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、条例の見直しを行うものとする。

2 議会は、検証の結果、条例の改正を行う場合は、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

## パブリックコメントを実施します。

議会基本条例（素案）について、皆さまからのご意見（パブリックコメント）を募集します。

### ◆条例素案の公表場所（閲覧場所）

議会事務局、役場1階町民ホール、役場各支所、ふれあいセンター、町ホームページ

### ◆意見を提出できる人

町内在住者、町出身者

### ◆提出方法

住所、氏名、電話番号、意見・提言を記載の上、持参、郵送、ファクス、メールのうち、いずれかの方法により提出してください。電話や来庁による口頭での意見は受け付けませんのでご了承ください。

メール宛先：gikaijimu@town.yamada.iwate.jp

### ◆募集期間

31年2月1日（金）～31年2月21日（木）

※郵送の場合、2月21日（木）必着とします。

### ◆その他

提出いただいた意見等に対する個別回答はしません。

個人情報等の公開はしません。

ほかの目的で使用しないこととします。